

資料

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例内における名称変更について

令和3年4月1日

指定管理者 公益財団法人新潟県スポーツ協会

標題について、下記の通りに変更する。なお、施設利用の目的や事業内容、利用料金は変更しない。

記

1 第9条別表第1に掲げる施設区分の名称を、平成23年4月1日から次の表の通りに変更する。

区分	条例上の名称	新名称
会議室	会議室1	小研修室1
	会議室2	小研修室2
大研修室	大研修室	大研修室
小研修室	小研修室	中研修室

2 第9条別表第2に掲げる事業の名称を、平成29年4月1日から次の表の通りに変更する。

	条例上の名称	新名称
体力測定	総合コース	総合力コース
	ハイパワーコース	瞬発力・基礎体力コース
	ミドルパワーAコース	瞬発・筋持久力コース
	ミドルパワーBコース	筋・全身持久力コース
	ローパワーコース	全身持久力コース
動作分析		スポーツ動作分析

3 体力測定の各コースの名称を、令和3年4月1日から第9条別表第2に掲げる名称に戻す。

以上